

新居浜市教育大綱について説明文

令和3年1月14日

総合教育会議

社会教育課の高橋です。

早速ですが、「新居浜市教育大綱」につきまして、ご説明いたします。

それでは、まず、「新居浜市教育大綱」策定の必要性につきまして、ご説明いたします。

平成26年に一部改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3に、大綱の策定等について規定されております。その第1項において、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、同法同条第2項においては、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすると規定されております。

現在の「新居浜市教育大綱」は、平成27年度の「第五次新居浜市長期総合計画」の後期計画の策定に合わせ、平成28年1月に策定したものでございます。

その内容は、後期計画中の教育に係る部分の「施策名・基本計画・取組方針」などの用語を引用・再構成いたしております。

さて、昨年12月、第5回新居浜市議会定例会において、「第六次新居浜市長期総合計画基本構想の策定について」が議決され、令和3年4月1日から「第六次新居浜市長期総合計画」（以下「第六次長期総合計画」と表現いたします。）が新たにスタートすることに伴いまして、「新居浜市教育大綱」につきましても、本市の最上位計画であります「第六次長期総合計画」との整合性を図るため、変更する必要が生じてまいります。

そこで、同法第1条の4に規定されておりますこの総合教育会議におきまして、「新居浜市教育大綱」の変更について、ご協議並びに調整をお願いするものでございます。

次に、「第六次長期総合計画」の概要につきまして、ご説明いたします。

これからの新居浜市の目指すべき姿を示すものとして、「第六次長期総合計画」の将来像を「一豊かな心で幸せつむぐー 人が輝く あかがねのまち にいはま」とし、今後、様々な計画の推進に取り組んでいこうといたしております。

「第六次長期総合計画」においては、まちづくりを6つに分類し、それぞれの目標を設定いたしております。

その内容として、

目標1は、未来を創り出す子どもが育つまちづくり（子育て・教育）、

目標2は、健康で、いきいきと暮らし、支え合うまちづくり（健康・福祉）、

目標3は、活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり（経済・雇用）、

目標4は、安全・安心・快適を実感できるまちづくり（都市基盤・防災・防犯・消防）、

目標5は、人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり（人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ）、

目標6は、人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり（地球環境・生活環境・上下水道）

となっております。

今回の「新居浜市教育大綱（変更案）」に関する「第六次長期総合計画」が掲げるまちづくりの項目として、目標1と目標5となると考えております。

次に、配布資料の「新居浜市教育大綱（変更案）」をご覧ください。

まず、「第六次長期総合計画」の目標1～未来を創り出す子どもが育つまちづくり～を推進する教育関係の施策として、1子ども・子育て支援の充実、2家庭、地域の教育力の向上、3学校教育の充実、4特別支援教育の充実が掲げられております。

具体的には、

- 1 子ども・子育て支援の充実を推進するための基本計画として、
 - 1 子育ての場づくりと子育て支援を支える体制づくりの推進が、
 - 2 家庭、地域の教育力の向上を推進するための基本計画として、
 - 1 子育て世代に対する家庭教育の充実、
 - 2 学校・家庭・地域の連携協働の推進、
 - 3 青少年健全育成の推進が、
- 3 学校教育の充実を推進するための基本計画として、

- 1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進、
 - 2 児童・生徒の健全育成、
 - 3 安全・安心で充実した教育環境の整備が、
 - 4 特別支援教育の充実を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実、
 - 2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化、
 - 3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進
- が掲げられておりますことから、新しい「新居浜市教育大綱」につきましても、これらの内容と同等な内容にいたしたいと考えております。

次に、「第六次長期総合計画」の目標5～人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり～を推進する教育関係の施策といたしまして、5 学習活動の充実、6 文化芸術の振興と歴史文化の継承、7 スポーツの振興と競技力の向上、8 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実、9 人権の尊重が掲げられております。

具体的には、

- 5 学習活動の充実を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 生涯学習機会の充実、
 - 2 生涯学習関連施設の充実、
 - 3 図書館機能の充実が、
- 6 文化芸術の振興と歴史文化の継承を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 文化芸術活動の推進、
 - 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承が、
- 7 スポーツの振興と競技力の向上を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 生涯スポーツの振興、
 - 2 競技スポーツの振興、
 - 3 施設環境の整備が、
- 8 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の促進、
 - 2 別子銅山お歴史の伝承・情報発信、
 - 3 多喜浜塩田文化の保存・継承が、
- 9 人権の尊重を推進するための基本計画といたしましては、
 - 1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進、

2 学校における人権・同和教育の推進、

3 人権擁護体制の充実

が掲げられておりますことから、新しい「新居浜市教育大綱」につきましても、これらの内容と同等な内容にいたしたいと考えております。

さて、2015年9月、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そこに掲げられた17の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されましたが、日本を含めた国連に加盟するすべての国が、目標達成に向けて地球規模で取り組みを進めていくこととなっております。

新居浜市も「第六次長期総合計画」において、施策の体系とSDGsとの関係を「見える化」をして取り組むことといたしておりますが、新しい「新居浜市教育大綱」におきましても、今回、SDGs目標を掲げてまいりたいと考えております。

今後、「第六次長期総合計画」が本年4月1日にスタートいたしますと、今回、ご提案いたしております「新居浜市教育大綱（変更案）」を基本といたしまして、「第六次長期総合計画」中の教育に係る部分を基に、今回の総合教育会議においてご指摘を頂きました内容を含有させ、新しい「新居浜市教育大綱」として再構成するという方向性につきまして、ご承認賜りたいと考えております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、令和3年7月頃に、再度、この総合教育会議を開催していただきまして、新しい「新居浜市教育大綱」を取りまとめ、パブリックコメントを経て、令和3年8月頃には新しい「新居浜市教育大綱」を策定し、公表いたしたいと考えております。

以上で、「新居浜市教育大綱」についての説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。